

Q 相続税のために利用者識別番号を取得する必要があるの？

- ✓ 所得税や贈与税で利用者識別番号を取得している方は、**同じ利用者識別番号**で送信できるため、**新しい利用者識別番号を取得する必要はありません！**
- ✓ 税理士による代理送信の場合は、**相続人の暗証番号や電子証明書は不要**
- ✓ 利用者識別番号の取得状況は、**相続人のe-Taxマイページや変更等届出書の送信**で確認できます

Q 相続人が未成年者や海外居住者（非居住者）の場合はe-Taxはできないの？

- ✓ 税理士による代理送信の場合は、**相続人が未成年者・非居住者であってもe-Taxで送信できます！**
(注) 申告書を提出する前に相続人が死亡している場合など、一部、e-Taxで送信できない場合があります

Q 添付書類をイメージデータ（P D F）で送信した場合でも原本の保管は必要？

- ✓ イメージデータで提出した添付書類の**原本の保存は必要ありません！**
(注) 一部の担保提供関係書類については、紙での提出が必要となります
- ✓ 1回の送信で**最大14M B**（追加送信も含めると**合計で154M B**）まで送信できます